

## 電力受給契約書（案）

- 1 件名 福島県高柴ダム発電所で発電する電力の売却
- 2 契約期間 契約締結の日 から 令和13年6月30日 まで
- 3 電力売却期間 令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで
- 4 契約単価 本契約書第10条に記載する電力料金単価による。

上記の電力受給契約について、売渡人 福島県（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 住所 福島県いわき市平字梅本15番地

氏名 福島県

福島県いわき建設事務所長 栗田 豊己 印

乙 住所 〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇 ●●●●

印

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、本契約第3条において定める対象発電所で発電する電力の売却について、仕様書及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 5 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 7 乙が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

(通知等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める通知、承諾、催告、請求、及び解除（以下「通知等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する通知等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った通知等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
  - 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(売却電力)

- 第3条 甲は、甲の所有する対象発電所で発電する電力のうち、発電所及び高柴ダムの消費電力等の必要電力を除くすべての電力を乙に売却し、乙はこれを買い受けるものとする。
- 2 対象発電所の名称、所在地、発生電力及び発電形式は、次のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力 (キロワット)	発電形式
高柴ダム発電所	福島県いわき市田人町旅人字井戸沢 227-1	1,600	ダム式

- 3 対象発電所の電力の受給場所、電圧及び力率は、次のとおりとする。

受給場所	標準電圧 (ボルト)	定格力率 (パーセント)
高柴ダム発電所	福島県いわき市田人町旅人字井戸沢 227-1	6,600

- 4 電気方式は交流3相3線式とし、周波数は50ヘルツとする。

(送電時間)

- 第4条 甲は、毎日24時間送電するものとする。ただし、対象発電所の点検等を要する場合は、あらかじめ甲及び乙で協議のうえで送電の全部又は一部を休止することができるものとする。
- 2 甲は前項に定めるもののほか、保安上やむを得ない場合は乙に協議をすることなく送電の全部又は一部を停止することができるものとする。この場合は、甲は乙にその旨を直ちに通知するとともに、可能な限り早急に復旧するよう努めるものとする。

(送電上の責任分界点及び管理補修)

- 第5条 甲と一般送配電事業者との送電上の責任分界点及び電気工作物の財産分界点は、次のとおりとし、その分界点から発電所側は甲がこれを管理補修するものとする。

受給場所	責任分界点及び財産分界点
高柴ダム発電所	構内引込第1柱に施設した区分開閉器の1次側接続点

(電力売却及び供給上の協力)

- 第6条 対象発電所に関する発電及び供給に関するインバランス調整は、乙が実施負担するものとする。
- 2 甲は一般送配電事業者の託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守するものとする。

(電力売却期間)

- 第7条 令和8年4月1日0時から令和13年3月31日24時までとする。ただし、FIP認定申請手続きに時間を要し、令和8年4月1日から供給出来ない場合は、その開始時期について別途協議する。

(予定売却電力量)

- 第8条 甲から乙に供給する予定売却電力量は、仕様書別紙3「発電停止計画」等を加味した年間6,970,000kWhにより、総予定売却電力量を34,850,000kWhとする。
- ただし、気象や発電所修繕工事等により売却電力量が増減するため、これを保証するものではない。
- 2 予定売却電力量と実際の供給電力量に増減が生じた場合においても、乙はその全量を買い受けるものとする。

(売却電力量の計量)

- 第9条 毎月の売却電力量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置（以下「電力量計」という。）により計量するものとする。
- 2 電力量計の検針は、原則として一般送配電事業者により毎月末日24時に行われる検針結果に従うものとし、乙は一般送配電事業者から通知された計量値を速やかに甲に通知するものとする。
- 3 計量の期間は毎月1日0時から同月末日の24時までとする。
- 4 電力量計の故障等により電力量を正しく計量できない場合には、この故障期間の売却電力量

について、その都度甲及び乙は協議のうえ決定する。

- 5 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を交換する場合、または、甲の事情により電力量計の取付け位置を変更する場合は、これに要する費用は甲が負担する。

(電力量料金)

第10条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された売却電力量に以下の電力量料金単価を乗じて得た額からFIP制度に基づく供給促進交付金相当額及び系統連系受電サービス料金（消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という）を除く。）を控除した額（1円未満切捨）に、消費税等相当額を加えて得た額（1円未満切捨）とする。

電力量料金単価 (1 kWhあたり)	●●円●●銭 (消費税等相当額を含まない)
-----------------------	--------------------------

(電力量料金の支払)

第11条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の電力量料金算定上、必要な事項を互いに確認するものとする。

- 2 甲は、FIP制度に基づく供給促進交付金額について、電力広域的運営推進機関からの通知を確認した後、乙が甲に支払う電力量料金を確定するものとする。
- 3 甲は、前条により電力量料金を確定した月の翌月10日（以下「請求期日」という。）までに乙に請求し、乙は、請求を受けた月の末日までに甲に支払うものとする。ただし、乙が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から20日を経過した日を支払期日とする。
- 4 請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、前営業日を期日とする。
- 5 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、支払期日までに当該電力量料金を納付しない場合は、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を甲に払わなければならない。

(非化石価値の取扱い)

第12条 甲が乙に売却する電力には、非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値（再エネ指定）等の付加価値を含むものとし、その価値は乙に帰属するものとする。

- 2 非化石認定に係る申請等については、発電事業者側で必要となる手続き及び費用の負担を甲が行うこととする。

(契約保証金)

第13条 契約保証金は免除とする。

(容量市場の取扱い)

第14条 容量市場へ不参加のため、容量確保契約金の精算は行わない。ただし、制度の改正によりFIP電源が容量市場へ参加することが可能となった場合は、その取扱いについて別途協議する。

(系統連系受電サービス料金（発電側課金）の取扱い)

第15条 系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）は甲が負担するが、一般送配電事業者に対する発電側課金の支払いは乙が行うものとし、発電側課金相当額については、乙が甲に支払う金額から控除するものとする。なお、乙は、一般送配電事業者との間に代理回収業務委託契約を締結するものとする。

2 発電側課金に関する制度等の見直しがあった場合は、その取扱いについて甲と乙とで別途協議する。

(託送供給等の契約)

第16条 乙は、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約が必要となる場合は、乙と一般送配電事業者との間で託送供給契約を滞りなく締結するものとする。

2 甲は、乙が指定する発電バランスングループに所属するものとするが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に関するインバランス調整及び費用の負担は、乙の責任において行うものとする。

(記録)

第17条 甲及び乙は、電力量に関する記録を行い、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(運用申合書)

第18条 甲から乙へ通知する発電計画を含む電力の売却に関する運用については、仕様書等で定めのない事項について甲乙協議のうえ定めるものとし、別に運用申合書を作成することとする。

(事業関係書類の提供)

第19条 乙は、毎年度次の各号の書類を甲へ提供するものとする。

(1) 前年度の財務諸表

(2) 前年度の調達電源の内訳（市場調達・相対調達）が分かる書類

(甲の催告による解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

- (2) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
  - (3) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の場合のほかに、乙の電力量料金の支払いが、支払期日を3回以上遅れたとき、又は2回連続で遅れたときは、甲は直ちに契約解除できるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定によりこの契約を解除されたときは、電力量料金単価に当該日から電力売却期間満了日までの予定電力量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定により、この契約が解除された場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、甲はその超える金額を乙に請求することができる。

(甲の催告によらない解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第27条の規定に違反して債務を譲渡したとき。
- (2) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (3) 甲がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に債権を譲渡したとき。
- (7) 第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(10) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(11) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が第1項各号に該当することにより甲が契約を解除した場合は、甲は契約解除に伴い、電力量料金単価に当該日から電力売却期間満了日までの予定電力量を乗じた額の10分の1に相当する額を逸失利益として、乙に請求できるものとする。

3 第1項各号の規定により、この契約が解除された場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、甲はその超える金額を乙に請求することができる。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条各号又は第21条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第20条又は第21条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の契約解除）

第23条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（契約解除の通知）

第24条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

（違約金等の遅延利息）

第25条 乙がこの契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を甲に払わなければならない。

（守秘義務）

第26条 甲及び乙は、本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の有効期間終了後又は本契約解除後においても同様とする。ただし、法令等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場

合はこの限りではない。

(契約の承継)

第27条 甲及び乙は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対し本契約に基づく権利又は義務を譲渡してはならない。

2 甲又は乙が第三者と合併し、またはその事業の全部若しくは本契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に文書によりその旨を通知し、相手方の承認を受けた上でなければ、本契約をその譲受者に譲渡してはならない。

(契約内容の変更)

第28条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は電力の売却を一時中止することができる。

2 天災事変等著しい状況の変化を生じ、又はこの契約により難い事情が生じ、契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲及び乙が協議して、契約内容を変更することができる。

(契約外の事項)

第29条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

(紛争の解決方法)

第30条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。